

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）により、地方税法の一部改正がされたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>固定資産税と同様に、地域決定型地方税制特例措置＜通称：わがまち特例＞が、次の施設に対して導入されたことに伴い、これら施設等に係る都市計画税の課税標準の軽減率を定め、平成28年度以後の年度分から適用します。</p> <p style="text-align: right;">＜新附則第5項関係＞</p> <p>【導入された施設】</p> <p>都市再生緊急整備地域等において、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、認定計画に係る都市再生事業により平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得した公共施設、都市利便施設等の用に供する家屋</p> <p>【軽減率】</p> <p>5分の3（5分の3を参酌し、2分の1以上10分の7以下）</p> <p>ただし、特定都市再生緊急整備地域においては2分の1（2分の1を参酌し、5分の2以上5分の3以下）</p> <p>（ ）内は、地方税法で定められている軽減率の範囲</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とし、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用します。</p>		

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第27号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項、第9項」を「附則第9項、第10項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第18項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。